

「公園・緑地及び土地区画整理事業予定地の 都市計画の見直し(素案)」に関する 市民意見募集について

都市計画施設等の見直し

検索

本市では、都市計画により予定地と定めているにもかかわらず、長年にわたり事業に着手していない公園・緑地及び土地区画整理事業の見直しを進めています。平成24年12月に策定した「見直し指針」に基づき、都市計画により定めた予定地の存続又は廃止の素案を作成しましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

募集期間：平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで

ポイント①

都市計画は社会経済状況に応じた見直しが必要です。

ポイント②

都市計画を廃止する公園の予定地では建築規制がなくなり、土地の有効利用が可能となります。

ポイント③

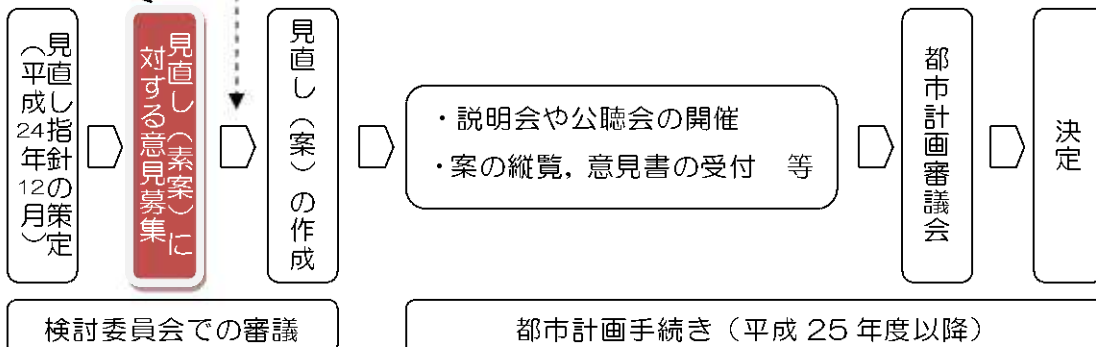
今回の見直しでは、現在、進めている事業が中止になったり、皆様が利用されている公園がなくなることはありません。

ポイント④

平成25年度以降は、説明会や公聴会を開催するなど、市民の皆様の御意見を踏まえ都市計画手続きを進めます。

今回の意見募集です

皆様の御意見を反映



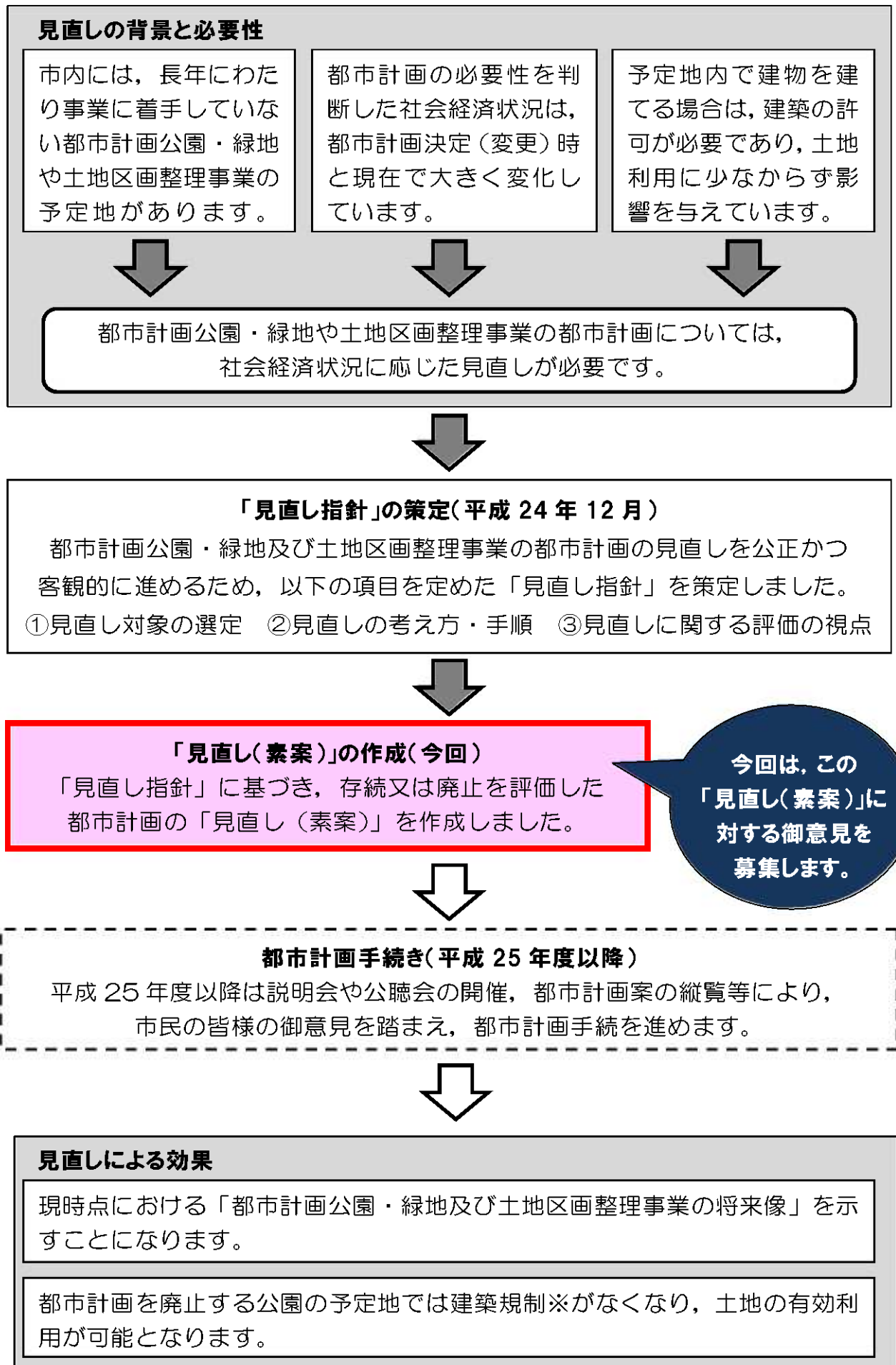
発行：京都市都市計画施設等見直し検討委員会（この冊子では「検討委員会」といいます。）

※ 京都市都市計画施設等見直し検討委員会とは、長期にわたり事業に着手していない都市計画の見直しを進めるに当たり、専門的かつ客観的な視点や市民目線から検討していただくため、学識経験者及び市民委員で構成する委員会です。

目 次

1	都市計画の見直しの流れ.....	1
2	都市計画公園・緑地の見直し（素案）一覧.....	2
3	土地区画整理事業の見直し（素案）一覧.....	4
4	都市計画公園・緑地の見直し（素案）.....	6
1	宝池公園.....	6
2	大見公園.....	6
3	西京極運動公園.....	6
4	横大路運動公園.....	7
5	岡崎公園.....	7
6	塔ノ森公園.....	7
7	淀城跡公園.....	8
8	唐橋西寺児童公園.....	8
9	太秦公園.....	8
10	三栖公園.....	9
11	西野公園.....	9
12	西中公園.....	9
13	朱雀公園.....	10
14	小松原公園.....	10
15	東吉祥院公園.....	11
16	二条公園.....	11
17	伏見公園.....	11
18	深草西浦南公園.....	12
19	竹田公園.....	12
20	生祥児童公園.....	12
21	五辻児童公園.....	13
22	西九条児童公園.....	13
23	三条東児童公園.....	13
24	楽只公園.....	14
25	崇仁公園.....	14
26	松賀茂児童公園.....	14
27	桜島児童公園.....	15
28	先斗町公園.....	15
29	薩田公園.....	15
30	西河原北公園.....	16
31	醍醐辰巳公園.....	16
32	川田公園.....	16
33	戒光公園.....	17
34	桂川緑地.....	18
35	東山自然緑地.....	18
5	土地区画整理事業の見直し（素案）.....	19
1	西京極地区.....	19
2	太子地区.....	19
3	太秦地区.....	20
4	伏見地区.....	20
5	松ヶ崎地区.....	21
6	山科東部地区.....	21
7	洛北第一地区.....	22
8	洛北第二地区.....	22
9	洛北第三地区.....	23
10	洛西第一地区.....	23
11	洛西第二地区.....	24
12	洛西第三地区.....	24
13	上烏羽南部地区.....	25
参考1	都市計画公園・緑地の見直し指針.....	26
参考2	土地区画整理事業の見直し指針.....	28

1 都市計画の見直しの流れ



※建築規制：都市計画公園・緑地の予定地で建築物を建てる場合は、階数が3以下でないと建てられない等の規制があります。詳細は、ホームページをご覧ください。都市計画課へお問い合わせください。

2 都市計画公園・緑地の見直し（素案）一覧

個別の見直し（素案）はP6～P18をご覧ください。
また、詳細な評価内容を示した評価調書を都市計画課
窓口又はホームページでご覧になることができます。

都市計画公園・緑地の見直し（素案）の一覧

NO.	種別	名称	行政区	計画 面積 (ha)	未着手 面積 (ha)	見直し（素案）	廃止 面積 (ha)
1	広域	宝池公園	左京区	128.9	66.2	存続(変更なし)	0
2	〃	大見公園	左京区	107.3	107.3	存続(変更なし)	0
3	運動	西京極運動公園	右京区	19.1	1.0	区域の一部廃止	1.0
4	〃	横大路公園	伏見区	18.4	2.1	存続(変更なし)	0
5	総合	岡崎公園	左京区・東山区	15.0	1.0	存続(変更なし)	0
6	地区	塔ノ森公園	南区	5.4	5.4	存続(変更なし)	0
7	〃	淀城跡公園	伏見区	3.4	1.7	存続(変更なし)	0
8	近隣	唐橋西寺児童公園	南区	1.2	0.1	存続(変更なし)	0
9	〃	太秦公園	右京区	1.9	1.8	区域の一部廃止	1.8
10	〃	三栖公園	伏見区	2.5	0.2	面積錯誤の訂正	0
11	〃	西野公園	山科区	2.6	2.5	区域の一部廃止	2.5
12	〃	西中公園	右京区・南区	2.7	2.6	区域の一部廃止	2.6
13	〃	朱雀公園	中京区	3.1	1.2	区域の一部廃止	1.2
14	〃	小松原公園	北区	2.3	2.3	区域の全廃止	2.3
15	〃	東吉祥院公園	南区	2.9	1.9	区域の一部廃止	1.9
16	〃	二条公園	中京区	2.2	1.6	区域の一部廃止	1.6
17	〃	伏見公園	伏見区	2.5	0.2	区域の一部廃止	0.2
18	〃	深草西浦南公園	伏見区	1.7	0.2	区域の一部廃止	0.2
19	〃	竹田公園	伏見区	2.5	0.4	区域の一部廃止	0.1
20	街区	生祥児童公園	中京区	0.13	0.06	区域の一部廃止	0.06
21	〃	五辻児童公園	上京区	0.22	0.22	区域の全廃止	0.22
22	〃	西九条児童公園	南区	1.13	0.56	面積錯誤の訂正	0
23	〃	三条東児童公園	東山区	0.17	0.08	区域の一部廃止	0.08
24	〃	楽只児童公園	北区	0.31	0.31	区域の全廃止	0.31
25	〃	崇仁児童公園	下京区	0.42	0.42	区域の全廃止	0.42
26	〃	松賀茂児童公園	左京区	0.54	0.34	存続(変更なし)	0
27	〃	桜島児童公園	伏見区	0.22	0.11	存続(変更なし)	0
28	〃	先斗町公園	中京区	0.15	0.09	区域の一部廃止	0.09
29	〃	薩田公園	左京区	0.20	0.20	区域の全廃止	0.20
30	〃	西河原北公園	左京区	0.22	0.22	存続(変更なし)	0
31	〃	醍醐辰巳公園	伏見区	0.34	0.01	存続(変更なし)	0
32	〃	川田公園	山科区	0.25	0.02	存続(変更なし)	0
33	〃	戒光公園	南区	0.32	0.32	存続(変更なし)	0
公園計				330.2	202.7		16.8
34	緑地	桂川緑地	右京区・西京区・南区・伏見区	488.5	461.2	存続(変更なし)	0
35	〃	東山自然緑地	山科区	20.4	1.8	存続(変更なし)	0
緑地計				508.9	463.0		0
公園・緑地計				839.1	665.7		16.8

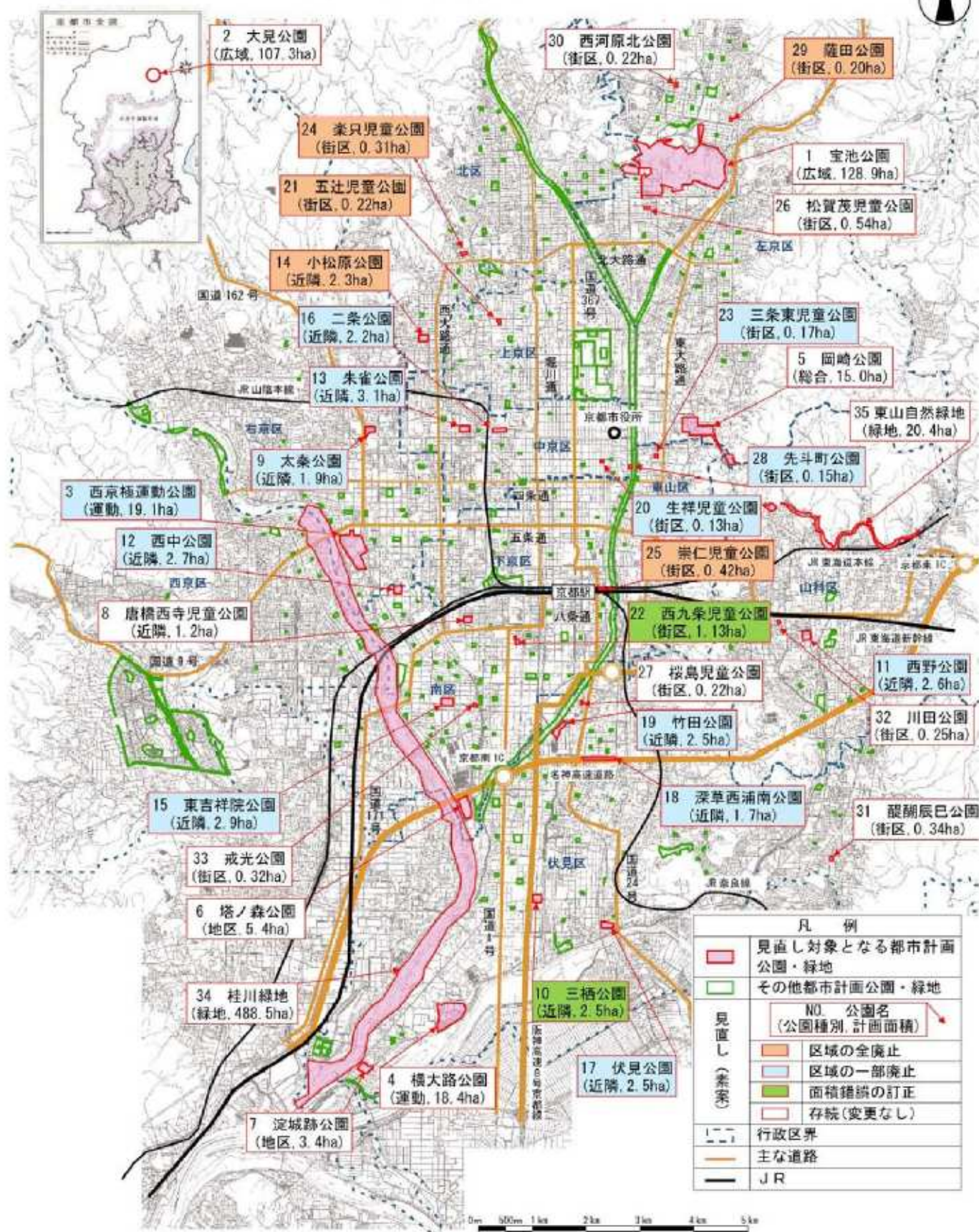
区域の全廃止：都市計画公園・緑地の計画区域がすべて未着手であり、計画区域のすべてを廃止

区域の一部廃止：都市計画公園・緑地の計画区域の一部が未着手であり、未着手区域のすべてを廃止又は一部を廃止

存続（変更無し）：都市計画公園・緑地の計画区域をそのまま存続

面積錯誤の訂正：都市計画公園・緑地の計画面積を計画区域に合わせて訂正

都市計画公園・緑地の見直し（素案）位置図



3 土地区画整理事業の見直し（素案）一覧

個別の見直し（素案）はP19～P25をご覧ください。
また、詳細な評価内容を示した評価調書を都市計画課窓口又はホームページでご覧になることができます。

土地区画整理事業の見直し（素案）の一覧

NO.	名称	行政区	計画面積 (ha)	未着手面積 (ha)	見直し(素案)	廃止面積 (ha)
1	西京極地区 土地区画整理事業	右京区・南区・下京区	97.2	97.2	区域の全廃止	97.2
2	太子地区 土地区画整理事業	右京区・中京区	227.1	206.3	区域の一部廃止	206.3
3	太秦地区 土地区画整理事業	右京区・中京区	100.2	100.2	区域の全廃止	100.2
4	伏見地区 土地区画整理事業	伏見区	85.2	85.2	区域の全廃止	85.2
5	松ヶ崎地区 土地区画整理事業	左京区	101.5	101.5	区域の全廃止	101.5
6	山科東部地区 土地区画整理事業	山科区	251.6	251.6	区域の全廃止	251.6
7	洛北第一地区 土地区画整理事業	左京区	94.5	9.8	区域の一部廃止	9.8
8	洛北第二地区 土地区画整理事業	左京区	120.0	66.7	区域の一部廃止	66.7
9	洛北第三地区 土地区画整理事業	左京区	55.5	22.9	区域の一部廃止	22.9
10	洛西第一地区 土地区画整理事業	西京区	79.0	5.9	区域の一部廃止	5.9
11	洛西第二地区 土地区画整理事業	西京区	98.1	1.5	区域の一部廃止	1.5
12	洛西第三地区 土地区画整理事業	西京区	10.0	10.0	区域の全廃止	10.0
13	上烏羽南部地区 土地区画整理事業	南区・伏見区	166.8	15.8	区域の一部廃止	15.8
合計			1,486.7	974.6	廃止合計	974.6

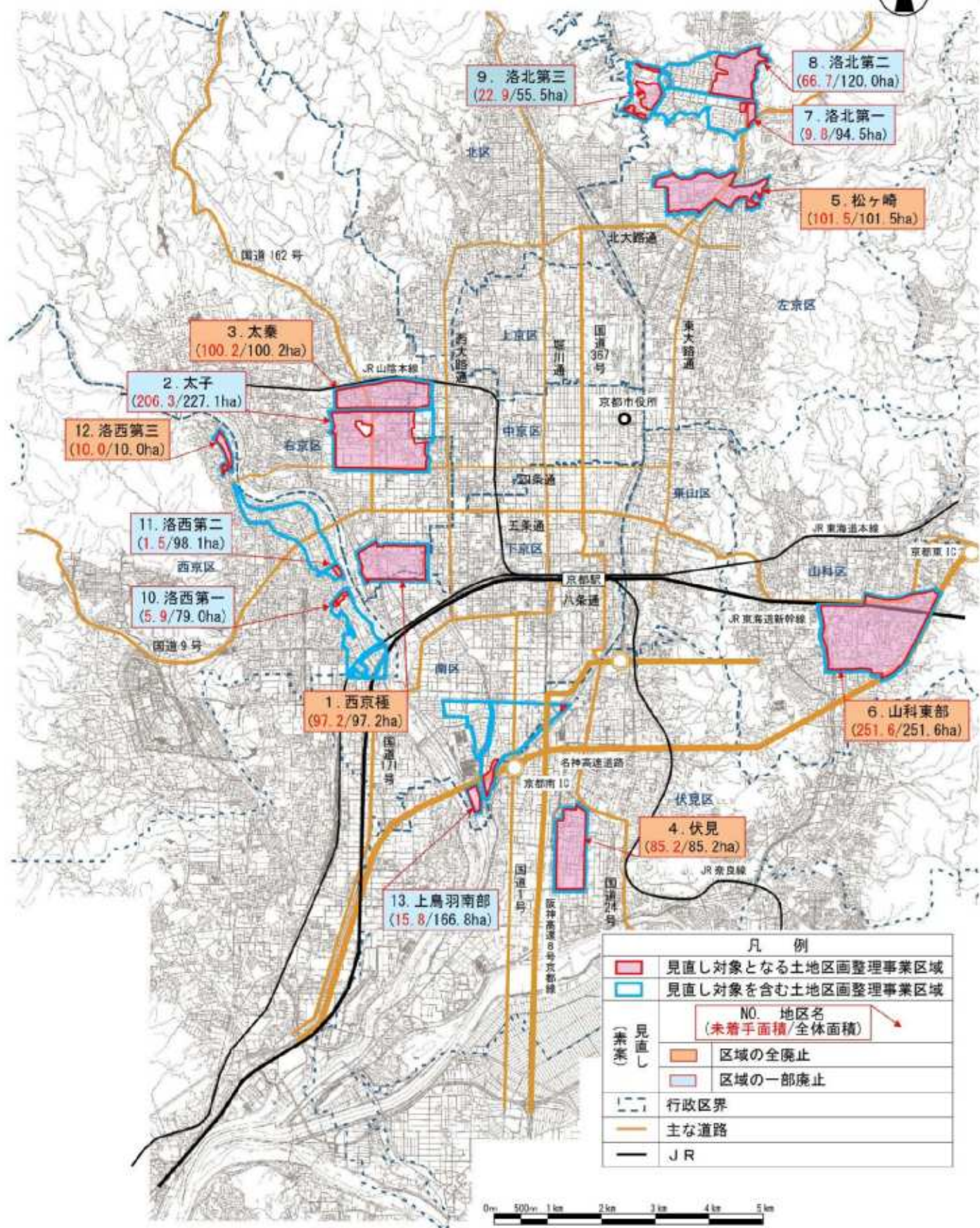
区域の全廃止：土地区画整理事業の計画区域がすべて未着手であり、計画区域のすべてを廃止

区域の一部廃止：土地区画整理事業の計画区域の一部が未着手であり、未着手区域を廃止

※1 完成又は事業中の区域は廃止しません。

※2 太秦，太子，西京極，伏見，松ヶ崎地区の一部が木造密集市街地と重複しています。

土地区画整理事業の見直し（素案）位置図



4 都市計画公園・緑地の見直し（素案）

No.	1	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	9・6・46 宝池公園		変更前面積：128.9ha⇒変更後面積：128.9ha
評価内容	未着手区域については一定用地買収が行われていること、引き続き公園として保全していく必要があることから存続とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:25,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止		凡 例 存続 廃止 存続（開園済）	
No.	2	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	240 大見公園		変更前面積：107.3ha⇒変更後面積：107.3ha
評価内容	大見公園と一体事業であるアクセス道路事業は休止となっているが、平成17年に策定した「北部周辺整備事業大見地区基本計画」に基づき、行政と市民、住民の協働により大見公園の方向性を調整していく必要があることから、未着手区域は存続とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:25,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止		凡 例 存続 廃止 存続（開園済）	
No.	3	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	6・5・135 西京極運動公園		変更前面積：19.1ha⇒変更後面積：18.1ha
評価内容	未着手区域の市道を廃止することは代替路の確保等から困難と推定されること、開園部にて広域避難場所としての機能があることから、未着手区域は廃止とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:15,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止		凡 例 存続 廃止 存続（開園済）	

No.	4	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	6・5・205 横大路公園	変更前面積：18.4ha⇒変更後面積：18.4ha	
評価内容	伏見西部第五地区土地区画整理事業により未着手区域の用地確保が行われる予定であることから、未着手区域は存続とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：10,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止			

No.	5	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	5・5・125 岡崎公園	変更前面積：15.0ha⇒変更後面積：15.0ha	
評価内容	大部分が開園済であるが、代替となる「みどり」は充足していない。また、未着手区域は産業遺産である疏水施設であることから、引き続き保全を図るため存続とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：15,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止			

No.	6	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	204 塔ノ森公園	変更前面積：5.4ha⇒変更後面積：5.4ha	
評価内容	未着手区域は市有地であり移転対象となる建築物も無いこと、避難路に位置付けられている未着手都市計画道路に接道していることから存続とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：10,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止			

No.	7	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	4・3・282 淀城跡公園	変更前面積：3.4ha⇒変更後面積：3.4ha	
評価内容	「淀城跡公園再整備基本構想」（平成13年1月策定）において、現在未着手部分である淀城跡南側1.7haを拡張する都市計画決定がなされ、一定用地買収が行われていることから、未着手区域は存続とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:10,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止		凡例 存続 廃止 存続（開園済）	

No.	8	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	10 唐橋西寺児童公園	変更前面積：1.15ha⇒変更後面積：1.15ha	
評価内容	計画面積の1.15haが開園面積1.04haと整合していないのは、公園中央にある遺跡部分が開園扱いとなっていないためであるが、実態として全域開園済であり、都市計画の変更は必要無い。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:4,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止		凡例 存続 廃止 存続（開園済）	

No.	9	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	38 太秦公園	変更前面積：1.85ha⇒変更後面積：0.05ha	
評価内容	未着手区域における一団の住宅地の買収は困難と推定されること、また、隣接する山ノ内浄水場用地も今後学校等に活用されることから、未着手区域は廃止とする。なお、既存の太秦公園をもって街区公園に変更する。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:4,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止		凡例 存続 廃止 存続（開園済）	

No.	10	見直し（素案）	面積錯誤の訂正
名称	40 三栖公園		変更前面積：2.47ha⇒変更後面積：2.24ha
評価内容	計画面積 2.47ha が開園面積（実態）2.24ha と整合していないため、計画面積を 2.24ha に訂正する必要がある（区域の訂正無し）。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:4,000	
面積錯誤の訂正のみであり、見直し検討を行っていない。			

No.	11	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	48 西野公園		変更前面積：2.64ha⇒変更後面積：0.16ha
評価内容	未着手区域における一団の住宅地の買収は困難と推定されること、また、広域避難場所として東野公園・山科中学校グラウンドが近接しており、避難所として山階南小学校が隣接していることから、未着手区域は廃止とする。なお、既設の西野公園をもって街区公園に変更する。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:4,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している → 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り → 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない → 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない → 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い → 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 → 廃止が妥当 最終評価 存続 → 廃止			

No.	12	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	49 西中公園		変更前面積：2.64ha⇒変更後面積：0.15ha
評価内容	未着手区域における工場、スポーツ施設、戸建住宅、駐車場の買収は困難と推定されること、また、広域避難場所として西京極総合運動公園が近接していることから、未着手区域は廃止とする。なお、既設の西中公園をもって街区公園に変更する。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:4,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している → 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り → 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない → 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない → 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い → 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 → 廃止が妥当 最終評価 存続 → 廃止			

No.	13	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	54 朱雀公園		変更前面積：3.07ha⇒変更後面積：1.9ha
評価内容	未着手区域における一団の住宅地の買収や西ノ京中学校の移転は困難と推定されること、広域避難場所として二条城と近接していることから、未着手区域は廃止とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:4,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止			

No.	14	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	56 小松原公園		変更前面積：2.28ha⇒変更後面積：0.00ha
評価内容	未着手区域における洛星中・高校グラウンドの買収は困難と推定されること、また、未着手区域は全て民有地であるが、洛星中・高校グラウンド等に利用されているため、他の土地利用が行われる可能性は低いことから、未着手区域は廃止とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:4,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止			

No.	15	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	3・3・57 東吉祥院公園		変更前面積：2.9ha⇒変更後面積：1.0ha
評価内容	未着手区域における住宅地、工場等の買収や塔南高校テニスコートの移転は困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:4,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止			

No.	16	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	58 二条公園		変更前面積：2.23ha⇒変更後面積：0.63ha
評価内容	未着手区域における住宅地、業務ビルの買収や中京中学校の移転は困難と推定されること、広域避難場所として二条城と近接していることから、未着手区域は廃止とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:4,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止		凡例 存続 廃止 存続（開園済）	

No.	17	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	76 伏見公園		変更前面積：2.5ha⇒変更後面積：2.3ha
評価内容	未着手区域における市道を廃止することは困難と推定されること、開園部にて広域避難場所としての機能があることから、未着手区域は廃止とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:4,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止		凡例 存続 廃止 存続（開園済）	

No.	18	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	150 深草西浦南公園		変更前面積：1.7ha⇒変更後面積：1.5ha
評価内容	計画区域の大部分が開園済であり、建築物立地部分の買収は困難と推定されことから、未着手区域は廃止とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:10,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止		凡例 存続 廃止 存続（開園済）	

No.	19	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	203 竹田公園		変更前面積：2.5ha⇒変更後面積：2.4ha
評価内容	計画区域の大部分が開園済であり、鉄塔用地の買収は困難と推定されることから、未着手区域のうち撤去自転車等保管所部分（0.3ha）を除いた鉄塔部分（0.1ha）を廃止とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：4,000	
(1) 鉄塔部分(0.1ha) 1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止 必要性の評価 代替性の評価 実現性の評価 全体での評価 最終評価		鉄塔部分の区域の廃止 地下鉄くいな橋駅 撤去自転車等保管所 存続（開園済） 区域の一部廃止（2.5ha⇒2.4ha） 鴨川 近鉄京都線 0 50 100m 凡 例 存続 存続（開園済） 廃止	
(2) 撤去自転車等保管所部分(0.3ha) 1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止 必要性の評価 代替性の評価 実現性の評価 全体での評価 最終評価			

No.	20	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	61 生祥児童公園		変更前面積：0.13ha⇒変更後面積：0.07ha
評価内容	未着手区域における駐輪場の移転となると代替地の確保等困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:2,500	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止			
		凡 例 存続 廃止 存続（開園済）	

No.	21	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	74 五辻児童公園		変更前面積：0.218ha⇒変更後面積：0.000ha
評価内容	未着手区域における嘉楽中学校の移転となると代替地の確保等困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:2,500	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止		凡例 存続 廃止 存続（開園済）	

No.	22	見直し（素案）	面積錯誤の訂正
名称	79 西九条児童公園		変更前面積：1.13ha⇒変更後面積：0.57ha
評価内容	計画面積 1.13ha が開園面積（実態）0.57ha と整合していないため、計画面積を 0.57ha に訂正する必要がある（区域は訂正無し）。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:2,500	
面積錯誤の訂正のみであり、 見直し検討を行っていない。		凡例 存続 廃止 存続（開園済）	

No.	23	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	83 三条東児童公園		変更前面積：0.17ha⇒変更後面積：0.09ha
評価内容	開園済部分で街区公園として利用可能であり、未着手区域における市営住宅の移転となると代替地の確保等困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:2,500	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止		凡例 存続 廃止 存続（開園済）	

No.	24	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	85 楽只児童公園		変更前面積：0.314ha⇒変更後面積：0.000ha
評価内容	隣接して都市公園が開設済であり、未着手区域における寺院の買収及び市営住宅 12 号棟（5F）、京都市北総合支援学校楽只サテライト施設の移転は困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：2,500	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止 必要性の評価 代替性の評価 実現性の評価 全体での評価 最終評価		凡 例 存続 廃止 存続（開園済）	
No.	25	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	86 崇仁児童公園		変更前面積：0.422ha⇒変更後面積：0.000ha
評価内容	未着手区域における保育所等の移転は代替地の確保等困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：2,500	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止 必要性の評価 代替性の評価 実現性の評価 全体での評価 最終評価		凡 例 存続 廃止 存続（開園済）	
No.	26	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	117 松賀茂児童公園		変更前面積：0.538ha⇒変更後面積：0.538ha
評価内容	未着手区域は市有地であり移転対象となる建築物も無いことから存続とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：2,500	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止 必要性の評価 代替性の評価 実現性の評価 全体での評価 最終評価		凡 例 存続 廃止 存続（開園済）	

No.	27	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	120 桜島児童公園		変更前面積：0.223ha⇒変更後面積：0.223ha
評価内容	開園面積は 0.109ha となっているが、実際の開園面積は 0.223ha であることから、開園面積が実態と整合するよう修正する。なお、都市計画の変更は必要無い。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:2,500	
未開園の部分も実態として全域開園済であり、見直し検討を行っていない。			

No.	28	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	2・2・126 先斗町公園		変更前面積：0.15ha⇒変更後面積：0.06ha
評価内容	未着手区域におけるバイク駐車場の移転となると代替地の確保等困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:2,500	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している → 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り → 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない → 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない → 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い → 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 → 廃止が妥当 存続 → 廃止			

No.	29	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	165 薩田公園		変更前面積：0.20ha⇒変更後面積：0.00ha
評価内容	未着手区域における住宅の買収は困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:2,500	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している → 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り → 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない → 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない → 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い → 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 → 廃止が妥当 存続 → 廃止			

No.	30	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	2・2・262 西河原北公園		変更前面積：0.22ha⇒変更後面積：0.22ha
評価内容	未着手区域は、洛北第二地区土地区画整理事業により公園用地として確保されることから存続とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:2,500	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止			

No.	31	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	2・2・268 醍醐辰巳公園		変更前面積：0.34ha⇒変更後面積：0.34ha
評価内容	開園面積は0.33haとなっているが、実際の開園面積は計画面積の0.34haであることから、開園面積が実態と整合するよう修正する。なお、都市計画変更の必要はない。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:2,500	
未開園の部分も実態として全域開園済であり、見直し検討を行っていない。			

No.	32	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	2・2・273 川田公園		変更前面積：0.25ha⇒変更後面積：0.25ha
評価内容	大部分が開園済であるが、誘致圏域内における代替となる「みどり」は充足していない。また、未着手区域の買収が小規模であることから、未着手区域は存続とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:2,500	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止			

No.	33	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	2・2・275 戒光公園		変更前面積：0.32ha⇒変更後面積：0.32ha
評価内容	未着手区域は、未着手都市高速道路（（都）久世橋線、（都）西大路線）の計画と密接に関連していることから存続とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:2,500	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止 必要性の評価 代替性の評価 実現性の評価 全体での評価 最終評価		凡 例 存続 廃止 存続（開園済）	

No.	34	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	3 桂川緑地	変更前面積：488.5ha⇒変更後面積：488.5ha	
評価内容	未着手区域は河川敷であり，用地買収が不要であること，引き続き緑地として保全していく必要があることから存続とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：120,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止 必要性の評価 代替性の評価 実現性の評価 全体での評価 最終評価		開園済 未着手 存続（変更なし） 上野橋 桂川 京都市境 凡例 存続 廃止 存続（開園済） 0 2,500 5,000m	

No.	35	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	4 東山自然緑地		
評価内容	未着手区域は小規模であり、産業遺産である疏水施設の保全のため存続とする。		
見直し検討手順		見直し（案）図 1：50,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 公園・緑地の配置等の状況 充足していない 充足している 4 代替となる「みどり」の配置等の状況 充足していない 充足している 5 実現性の評価 実現性が高い 実現性が低い 6 総合評価 存続が妥当 廃止が妥当 存続 廃止 必要性の評価 代替性の評価 実現性の評価 全体での評価 最終評価 <td colspan="2"> 凡例 存続 廃止 存続（開園済） 未着手 天智天皇陵 J R 山科駅 三条通 存続（変更なし） 0 1,000 2,000m N </td>		凡例 存続 廃止 存続（開園済） 未着手 天智天皇陵 J R 山科駅 三条通 存続（変更なし） 0 1,000 2,000m N	

5 土地区画整理事業の見直し（素案）

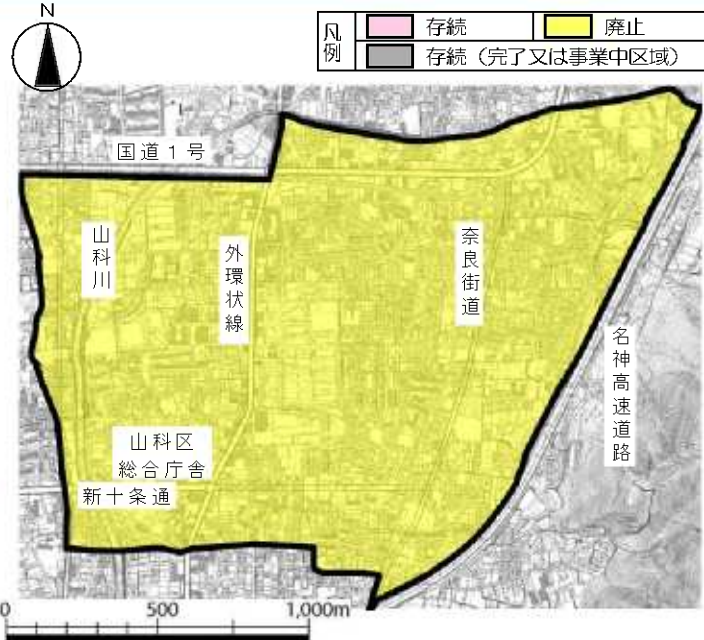
No.	1	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	西京極地区 土地区画整理事業		変更前面積：97.2ha⇒変更後面積：0ha
評価内容	住宅地と工業地が共存した市街地がすでに形成されており、工業地の敷地造成を図るという都市計画決定理由は現状に適合していないため、廃止とする。なお、木造密集市街地と一部が重複し、環境改善の必要性が高い区域があることから、廃止後も必要に応じて環境改善に必要な手法の活用を検討する区域とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:15,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 事業化の見通しの有無 有り 無し 4 木造密集市街地の改善の必要性 必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複有） 必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複無） 5 市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価 環境改善の必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域 環境改善の必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域 存続 廃止 市街地環境改善に必要な手法を検討 ・行き止まり道路の解消 ・細街路の拡幅 ・部分的な土地区画整理事業の活用（市が施行する場合は、新たに都市計画決定） ・単体として必要な公共施設は別途、整備・誘導		凡例 存続 廃止 存続（完了又は事業中区域）	

No.	2	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	太子地区 土地区画整理事業		変更前面積：227.1ha⇒変更後面積：20.8ha
評価内容	住宅地と工業地が共存した市街地がすでに形成されており、工業地の敷地造成を図るという都市計画決定理由は現状に適合していないため、廃止とする。なお、木造密集市街地と一部が重複し、環境改善の必要性が高い区域があることから、廃止後も必要に応じて環境改善に必要な手法の活用を検討する区域とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:20,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 事業化の見通しの有無 有り 無し 4 木造密集市街地の改善の必要性 必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複有） 必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複無） 5 市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価 環境改善の必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域 環境改善の必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域 存続 廃止 市街地環境改善に必要な手法を検討 ・行き止まり道路の解消 ・細街路の拡幅 ・部分的な土地区画整理事業の活用（市が施行する場合は、新たに都市計画決定） ・単体として必要な公共施設は別途、整備・誘導		凡例 存続 廃止 存続（完了又は事業中区域）	

No.	3		区域の全廃止
名称	太秦地区 土地区画整理事業	見直し（素案）	変更前面積：100.2ha⇒変更後面積：0ha
評価内容	住宅地を中心とした市街地がすでに形成されており、工業地の敷地造成を図るという都市計画決定理由は現状に適合していないため、廃止とする。なお、木造密集市街地と一部が重複し、環境改善の必要性が高い区域があることから、廃止後も必要に応じて環境改善に必要な手法の活用を検討する区域とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：20,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 事業化の見通しの有無 有り 無し 4 木造密集市街地の改善の必要性 必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複有） 必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複無） 5 市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価 環境改善の必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域 環境改善の必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域 存続 廃止 最終評価 市街地環境改善に必要な手法を検討 ・行き止まり道路の解消 ・細街路の拡幅 ・部分的な土地区画整理事業の活用（市が施行する場合は、新たに都市計画決定） ・単体として必要な公共施設は別途、整備・誘導 見直し後の取組		凡例 存続 廃止 存続（完了又は事業中区域） 見直し（素案）図 1：20,000 丸太町通 JR 花園駅 花園大学 太子道 天神川 西小路通 500m	

No.	4		区域の全廃止
名称	伏見地区 土地区画整理事業	見直し（素案）	変更前面積：85.2ha⇒変更後面積：0ha
評価内容	城下町としての名残がある市街地が形成されており、中心市街地の高度利用を図るという都市計画決定理由は現状に適合していない。一方、未完成の都市計画道路が残っており、公共施設を整備するという都市計画決定理由は現状に適合しているが、土地区画整理事業により公共施設を整備する上位計画等での位置付けや事業化の見通しは無いため、廃止とする。なお、木造密集市街地と一部が重複し、環境改善の必要性が高い区域があることから、廃止後も必要に応じて環境改善に必要な手法の活用を検討する区域とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：20,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 事業化の見通しの有無 有り 無し 4 木造密集市街地の改善の必要性 必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複有） 必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複無） 5 市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価 環境改善の必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域 環境改善の必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域 存続 廃止 最終評価 市街地環境改善に必要な手法を検討 ・行き止まり道路の解消 ・細街路の拡幅 ・部分的な土地区画整理事業の活用（市が施行する場合は、新たに都市計画決定） ・単体として必要な公共施設は別途、整備・誘導 見直し後の取組		凡例 存続 廃止 存続（完了又は事業中区域） 見直し（素案）図 1：20,000 津知橋通 国道 24 号 竹田街道 丹波橋通 東高瀬川 伏見区総合庁舎 大手筋通 250 500m	

No.	5	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	松ヶ崎地区 土地区画整理事業		変更前面積：101.5ha⇒変更後面積：0ha
評価内容	都市計画施設は概ね完成しており、公共施設を整備するという都市計画決定理由は現状に適合していない。一方、一部の地域において、木造密集市街地と重複し、住居地域として適切な市街化を図るという都市計画決定理由は現状に適合しているが、土地区画整理事業により区域全体を整備する上位計画等での位置付けや事業化の見通しは無いため、廃止とする。なお、木造密集市街地と一部重複し、環境改善の必要性が高い区域があることから、廃止後も必要に応じて環境改善に必要な手法の活用を検討する区域とする。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1:25,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 事業化の見通しの有無 有り 無し 4 木造密集市街地の改善の必要性 必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複有） 必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複無） 5 市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価 環境改善の必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域 環境改善の必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域 存続 廃止 必要性の評価 			

No.	6	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	山科東部地区 土地区画整理事業		変更前面積：251.6ha⇒変更後面積：0ha
評価内容	住宅地を中心とした市街地がすでに形成されており、スプロール化を防止するという都市計画決定理由は現状に適合していない。一方、未完成の都市計画道路が残っており、公共施設を整備するという都市計画決定理由は現状に適合しているが、土地区画整理事業により公共施設を整備する上位計画等での位置付けや事業化の見通しは無いため、廃止とする。なお、廃止後も必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園、都市の骨格となる幹線道路等の整備・誘導を行う。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：25,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 事業化の見通しの有無 有り 無し 4 木造密集市街地の改善の必要性 必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複有） 必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複無） 5 市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価 環境改善の必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域 環境改善の必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域 存続 廃止 必要性の評価 最終評価		凡例 存続 廃止 存続（完了又は事業中区域） 	
単体として必要な公共施設（地域に密着した生活道路、公園や都市の骨格となる幹線道路等）は別途、整備・誘導		見直し後の取組	

No.	7	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	洛北第一地区 土地区画整理事業		変更前面積：94.5ha⇒変更後面積：84.7ha
評価内容	住宅地を中心とした市街地がすでに形成されており、スプロール化を防止するという都市計画決定理由は現状に適合していない。一方、未完成の都市計画道路が残っており、公共施設を整備するという都市計画決定理由は現状に適合しているが、土地区画整理事業により公共施設を整備する上位計画等での位置付けや事業化の見通しは無いため、廃止とする。なお、廃止後も必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園、都市の骨格となる幹線道路等の整備・誘導を行う。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：25,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合しない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 事業化の見通しの有無 有り 無し 4 木造密集市街地の改善の必要性 必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複有） 必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複無） 5 市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価 環境改善の必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域 環境改善の必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域 最終評価 存続 廃止		N 凡例 存続 廃止 存続（完了又は事業中区域） 長代川 鞍馬線 宝池通 宝池公園 国立京都国際会館 高野川	
単体として必要な公共施設（地域に密着した生活道路、公園や都市の骨格となる幹線道路等）は別途、整備・誘導		見直し後の取組	

No.	8	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	洛北第二地区 土地区画整理事業		変更前面積：120.0ha⇒変更後面積：53.3ha
評価内容	住宅地を中心とした市街地がすでに形成されており、スプロール化を防止するという都市計画決定理由は現状に適合していない。一方、未完成の都市計画道路が残っており、公共施設を整備するという都市計画決定理由は現状に適合しているが、土地区画整理事業により公共施設を整備する上位計画等での位置付けや事業化の見通しは無いため、廃止とする。なお、廃止後も必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園、都市の骨格となる幹線道路等の整備・誘導を行う。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：25,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 事業化の見通しの有無 有り 無し 4 木造密集市街地の改善の必要性 必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複有） 必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複無） 5 市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価 環境改善の必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域 環境改善の必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域 最終評価 存続 廃止 単体として必要な公共施設（地域に密着した生活道路、公園や都市の骨格となる幹線道路等）は別途、整備・誘導		N 岩倉中通 観山電鉄鞍馬線 長代川 凡例 存続 廃止 存続（完了又は事業中区域） 0 500 1,000m	
見直し後の取組			

No.	9	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	洛北第三地区 土地区画整理事業		変更前面積：55.5ha⇒変更後面積：32.6ha
評価内容	本地区の約6割はすでに事業に着手又は完了しており、残りの未着手区域においても、山林や寺院、自動車教習所などが一団地となっている他、民間開発などによりすでに良好な住宅市街地が形成されており、スプロール化を防止するという都市計画決定理由は現状に適合していない。また、未整備の都市施設がなく、公共施設を整備するという都市計画決定理由は現状に適合していないため、事業中及び完了区域を除いて廃止とする。なお、廃止後も必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園等の整備・誘導を行う。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：20,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 事業化の見通しの有無 有り 無し 4 木造密集市街地の改善の必要性 必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複有） 必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複無） 5 市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価 環境改善の必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域 環境改善の必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域 存続 廃止 最終評価		N 幡枝葵森線 観山電鉄鞍馬線 幡枝中通 長代川 凡例 存続 廃止 存続（完了又は事業中区域）	
単体として必要な公共施設（地域に密着した生活道路、公園や都市の骨格となる幹線道路等）は別途、整備・誘導		見直し後の取組	

No.	10	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	洛西第一地区 土地区画整理事業		変更前面積：79.0ha⇒変更後面積：73.1ha
評価内容	本地区の約9割は既に事業を完了しており、残りの未着手区域においては、旧街道沿いに住宅市街地がすでに形成されており、スプロール化を防止するという都市計画決定理由は現状に適合していない。また、都市計画施設は概ね完成しており、公共施設を整備するという都市計画決定理由は現状に適合していないため、完了区域を除いて廃止とする。なお、廃止後も必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園等の整備・誘導を行う。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：20,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 事業化の見通しの有無 有り 無し 4 木造密集市街地の改善の必要性 必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複有） 必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複無） 5 市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価 環境改善の必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域 環境改善の必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域 存続 廃止 最終評価		必要性の評価 実現性の評価 市街地環境改善の必要性の評価 最終評価 単体として必要な公共施設（地域に密着した生活道路、公園や都市の骨格となる幹線道路等）は別途、整備・誘導 見直し後の取組	
		凡例 存続 廃止 存続（完了又は事業中区域） 山陰街道 桂川 桂川街道 JR 東海道本線 陸上自衛隊 桂駐屯地 0 25 50m	

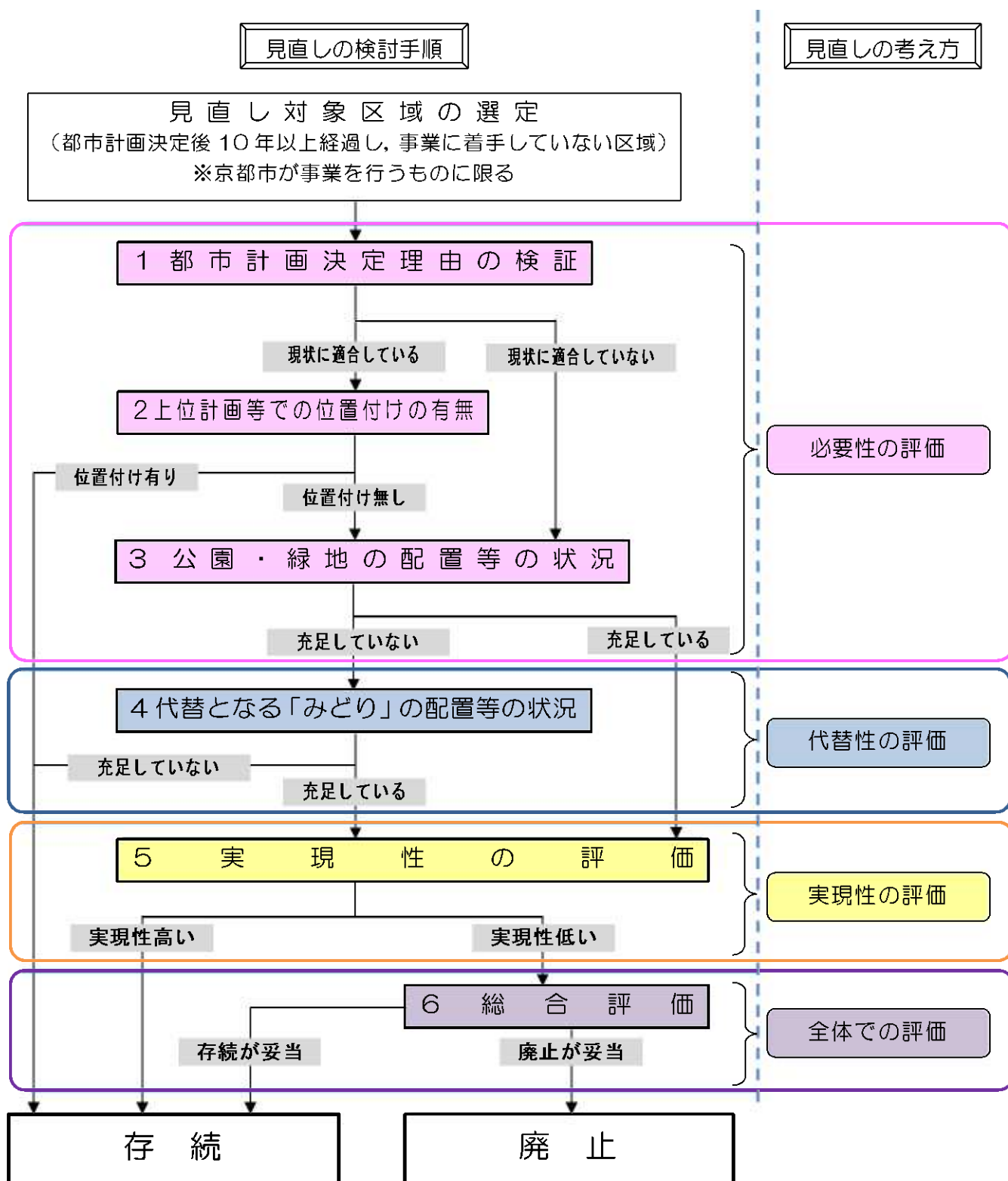
No.	11	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	洛西第二地区 土地区画整理事業		変更前面積：98.1ha⇒変更後面積：96.6ha
評価内容	本地区のほぼ全域は事業を完了しており、残りの未着手区域においては、良好な住宅市街地がすでに形成されており、スプロール化を防止するという都市計画決定理由は現状に適合していない。また、未整備の都市施設がなく、公共施設を整備するという都市計画決定理由は現状に適合していないため、完了区域を除いて廃止とする。なお、廃止後も必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園等の整備・誘導を行う。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：25,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合しない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 事業化の見通しの有無 有り 無し 4 木造密集市街地の改善の必要性 必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複有） 必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複無） 5 市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価 環境改善の必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域 環境改善の必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域 存続 廃止 単体として必要な公共施設（地域に密着した生活道路、公園や都市の骨格となる幹線道路等）は別途、整備・誘導		必要性の評価 実現性の評価 市街地環境改善の必要性の評価 最終評価 見直し後の取組 凡例 存続 廃止 存続（完了又は事業中区域） 0 500 1,000m 桂川 上野橋 国道9号 阪急電鉄 上桂駅 阪急電鉄 京都本線	

No.	12	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	洛西第三地区 土地区画整理事業		変更前面積：10.0ha⇒変更後面積：0ha
評価内容	学校、グラウンドとして土地利用されている他、民間開発などにより、良好な住宅市街地がすでに形成されており、スプロール化を防止するという都市計画決定理由は現状に適合していない。また、一部を除き未整備の都市施設がなく、公共施設を整備するという都市計画決定理由は現状に適合していないため、廃止とする。なお、廃止後も必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園等の整備・誘導を行う。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：20,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合しない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 事業化の見通しの有無 有り 無し 4 木造密集市街地の改善の必要性 必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複有） 必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複無） 5 市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価 環境改善の必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域 環境改善の必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域 存続 廃止 必要性の評価 実現性の評価 市街地環境改善の必要性の評価 最終評価		N 凡例 存続 廃止 存続（完了又は事業中区域） 阪急電鉄 嵐山駅 嵐山東公園 桂川 0 250 500m	
単体として必要な公共施設（地域に密着した生活道路、公園や都市の骨格となる幹線道路等）は別途、整備・誘導		見直し後の取組	

No.	13	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	上鳥羽南部地区 土地区画整理事業		変更前面積：166.8ha⇒変更後面積：151.0ha
評価内容	本地区の約9割は事業に着手しており、残りの未着手区域においても下水処理場や地区公園などの都市施設用地の他、すでに良好な住宅市街地が形成されており、スプロール化を防止するという都市計画決定理由は現状に適合していない。また、未整備の都市施設の区域はすでに都市施設用地であり、土地区画整理事業により用地を確保し、公共施設を整備するという都市計画決定理由は現状に適合していないため、事業中区域を除いて廃止とする。なお、廃止後も必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園、都市の骨格となる幹線道路等の整備・誘導を行う。		
見直し検討手順		見直し（素案）図 1：30,000	
1 都市計画決定理由の検証 現状に適合している 現状に適合していない 2 上位計画等での位置付けの有無 位置付け有り 位置付け無し 3 事業化の見通しの有無 有り 無し 4 木造密集市街地の改善の必要性 必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複有） 必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域（密集市街地と重複無） 5 市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価 環境改善の必要性が高い土地区画整理事業の未着手区域 環境改善の必要性が低い土地区画整理事業の未着手区域 存続 廃止 必要性の評価 実現性の評価 市街地環境改善の必要性の評価 最終評価		N 凡例 存続 廃止 存続（完了又は事業中区域） 向日町上鳥羽線 鳥羽水環境保全センター 西高瀬川 鴨川 桂川 名神高速道路 油小路通 新城南宮道 国道1号 0 500 1,000m	
単体として必要な公共施設（地域に密着した生活道路、公園や都市の骨格となる幹線道路等）は別途、整備・誘導		見直し後の取組	

参考 1 都市計画公園・緑地の見直し指針

(1) 見直しの考え方と手順



(2) 見直しに関する評価の視点

見直しの考え方	番号	評価指標	視点
必要性の評価	1	都市計画決定理由の検証	・都市計画決定当時（変更している場合は直近の変更時）における理由の現状への適合
	2	上位計画等での位置付けの有無	・上位計画や関連計画における位置付けの有無
	3	公園・緑地の配置等の状況	・誘致圏域 ^{※1} を中心としたエリアにおける公園・緑地の配置状況、面積の充足状況（誘致圏域内における公園・緑地の敷地面積総計を誘致圏域内人口で割った一人当たり面積が5㎡以上であれば充足とする（地区公園、近隣公園、街区公園の場合）。）
代替性の評価	4	代替となる「みどり」の配置等の状況	・誘致圏域を中心としたエリアにおける「みどり ^{※2} 」（公園・緑地に加えて、社寺、河川、地域制緑地、学校等、緑被地と一体となったもの）の配置状況、面積の充足状況（誘致圏域内における「みどり」の敷地面積総計を誘致圏域内人口で割った一人当たり面積が5㎡以上であれば充足とする（地区公園、近隣公園、街区公園の場合）。）
実現性の評価	5	実現性の評価	・地域コミュニティの存続への影響 ・買収対象となる建築物の立地状況 ・関連事業の状況 ・早期に整備効果が見込めるか
全体での評価	6	総合評価	・廃止して問題が生じないか（周辺のまちづくりに影響しないか、地域からの要望はないか、広域避難場所の配置状況はどうか。）。 ・廃止した場合、緑の基本計画^{※3}における公園整備の目標値を確保可能か。 ・見直し対象区域内において、公園・緑地として保全すべき樹林地^{※4}、史跡、水面が有る場合は、区域を存続 ・見直し対象区域が、未着手都市計画道路に接道しており、防災上の観点から、道路整備と併せて整備を行う必要が有る場合は、区域を存続

※1 誘致圏域：誘致距離の範囲内（街区公園であれば誘致距離 250mの範囲内）。

※2 「みどり」：今回の見直しでは、公園・緑地をはじめとして、社寺、河川、地域制緑地^{※5}、学校等、緑被地^{※6}と一体となったものとしております。

※3 緑の基本計画：市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。京都市では現行の「京都市緑の基本計画」を平成22年2月に策定しています。その中で、平成37年までの公園整備の目標値として、市民一人当たりの公園面積10㎡を掲げています（平成22年度末時点において京都市では4.7㎡）。

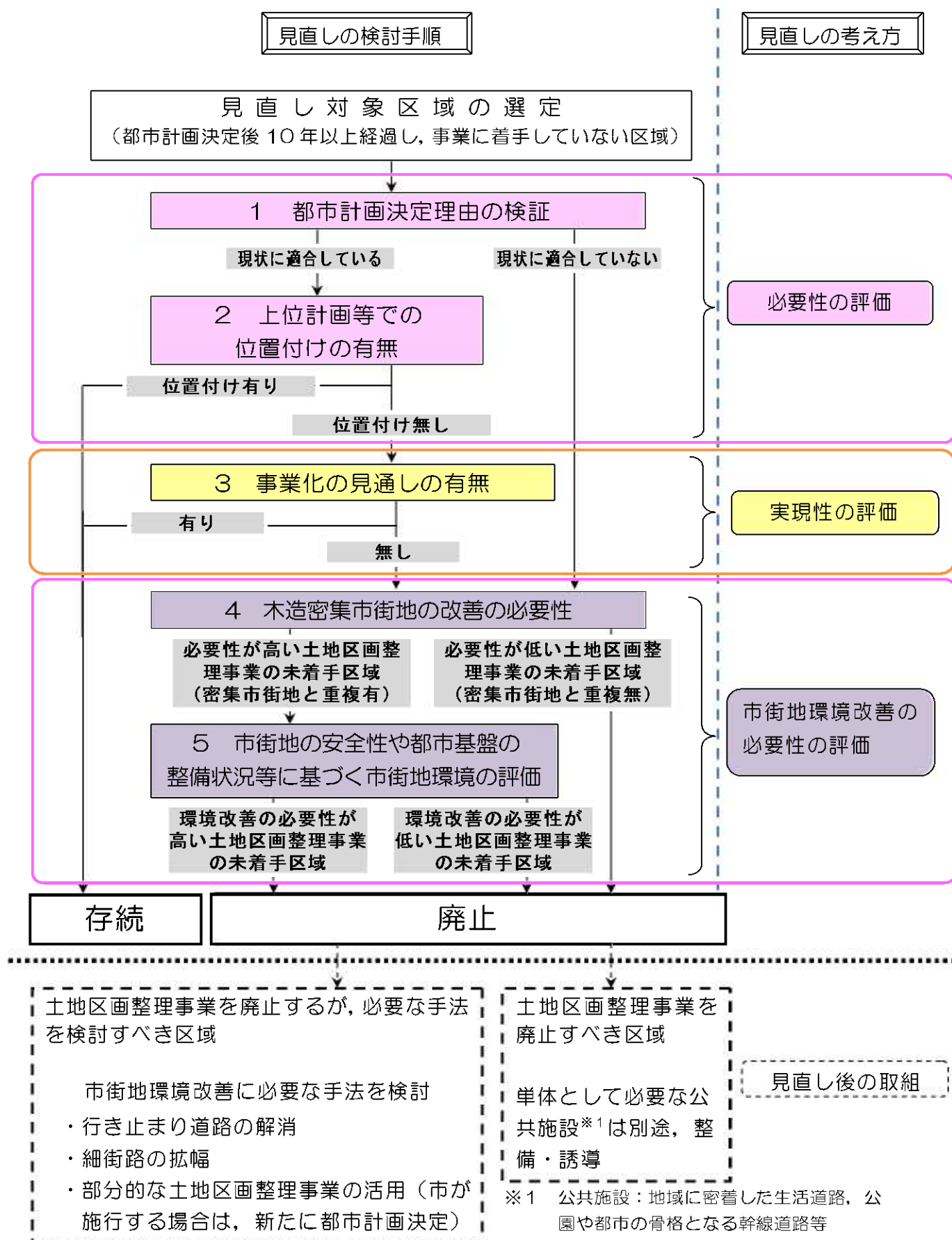
※4 樹林地：樹木で覆われた土地

※5 地域制緑地：一定の区域に対し、土地利用を規制することで、良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として、法律等で指定する緑地。

※6 緑被地：樹木や草で覆われた土地（今回の見直しでは裸地（樹木や草で覆われてなくても自然的環境の状態にある土地）や水面も含む）。

参考2 土地区画整理事業の見直し指針

(1) 見直しの考え方と手順



(2) 見直しに関する評価の視点

見直しの考え方	番号	評価指標	視点
必要性の評価	1	都市計画決定理由の検証	・市街地の現状や市街化の変遷（民間開発等により良好な市街地が形成されている、工場でまとまりのある土地利用がされている等）を踏まえ、都市計画決定当時（変更している場合は直近の変更時）における理由の現状への適合
	2	上位計画等での位置付けの有無	・上位計画での土地区画整理事業の位置付けの有無 ・大規模工場跡地や駅前拠点整備等の関連計画での位置付けの有無
実現性の評価	3	事業化の見通しの有無	・今後、10年のうちに現在の都市計画に基づき事業着手する見通しの有無 ・住民主体によるまちづくり活動において、土地区画整理事業の実施に向けた具体的な取組や、機運の高まりの有無
市街地環境改善の必要性の評価	4	木造密集市街地の改善の必要性	・「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針（平成24年7月策定）」において、全国共通指標に基づき抽出された木造密集市街地※1との重複の有無
	5	市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価	市街地の安全性（延焼のしにくさ） ・1ha当たりの木造建築物の戸数 ・地区内の空地や耐火建築物の面積の割合 ・地区内の木造建築物の建築面積の割合 （避難のしやすさ） ・建物倒壊や火災の影響を受けずに避難できる確率 ・建物倒壊により道路がふさがり、孤立する交差点の比率 都市基盤の整備状況 ・都市計画道路の整備状況 ・地区内の生活道路等の面積の割合 ・地区内の道路（幅員6m以上）から30m以内の宅地面積の割合 ・公園の整備状況

※1 木造密集市街地：1戸当たりの敷地面積が狭小な住宅が大半で、倒壊危険性が高い住宅が集合している、又は延焼の危険性が高く、避難・消火が困難な市街地。今回の見直し対象区域では、太秦、太子、西京極、伏見、松ヶ崎地区の一部が重複しています。

御意見の提出方法

郵送，持参，FAX，電子メール又は都市計画課ホームページのいずれかの方法により，御意見をお寄せください。

なお，電話では受け付けておりませんので，御了承ください。

(1) 郵送の場合

〒604-8571 （住所の記載は不要です。）

京都市役所 都市計画課 行

(2) 持参の場合

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所 都市計画課（北庁舎2階）

（平日の午前8時45分から午後5時30分まで）

(3) FAXの場合

FAX番号 075-222-3472

(4) 電子メール

アドレス tokeika@city.kyoto.jp

(5) 都市計画課ホームページ（入力フォームはこちらです。）

URL http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-1-3-0-0_11.html

（「都市計画施設等の見直し」で検索することもできます。）



事務局：京都市都市計画局都市企画部都市計画課

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL：075-222-3505 FAX：075-222-3472

URL：http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-1-3-0-0_11.html (パプコメ君)

平成〇年〇月発行 京都市印刷物第〇〇〇〇〇〇号



※ 御不明な点がございましたら，上記問合せ先へ御連絡下さい。